指定研究

龍谷大学図書館蔵　舟橋家旧蔵本の研究

研究主任　大取一馬

研究員　平田厚志　日下幸男
来田隆　安井重雄
木村初恵　小山順子
小林強　斉藤勝
鈴木徳男　高田誠文
中條敦仁　辻野光昭
中西潔　中村元
西川美由紀　西山美香
三浦俊介　三ツ石友昭
宮川明子　三輪正胤

まえがき

本学図書館所蔵の舟橋家旧蔵本としては、清原家の実学を大成した清原宣賢（一四七五～一五五〇）が著した和歌・連歌の用語辞書『詞源要略』並びに、和歌の作法書である『和歌会席』（共に宣賢自筆本）をはじめ数点が認められる。その中、書籍の形で所蔵しているものの一部については、その研究成果を本研究所紀要に報告し[1]、また、善本叢書の一冊として影印して公刊した[2]。この度は書籍の形ではなく、古筆切の形で残っ

ているものについて、本学図書館蔵『無銘手鑑』（図書番号〇二一・四七二―一）の中に収録された清原宣賢の毛詩切を中心に考察を加え、宣賢の学問の一面を解明することにした。

註

（1）「龍谷大学図書館蔵舟橋家旧蔵本の研究」（『仏教文化研究紀要』第三十三集・平成六年三月）。

（2）『詞源要略・和歌会席』（『龍谷大学善本叢書24』・平成十六年三月・思文閣出版刊）。

（大取一馬）

清原宣賢関連の古筆切について

現存する古筆切資料の書写内容が、古筆切蒐集層の拡大に伴い、分割に供される古写本の年代が江戸前期にまで下降したことと連動して[1]、和歌切や経切を中心としながらも、極めて多岐な分野に及んでいる点については、改めて述べるまでもなかろう[2]。

従って、本稿のメイン・テーマである「清原宣賢関連の古筆切」についても、宣賢自身が漢学及び神道学者として名高く、辞書類の編纂や抄物作成にも顕著な業績を残しており、それらに関する自筆写本も数多く伝存していることからは、当然、古筆切資料との接点が想定されるところではある。しかしながら、漢学関連及び抄物の古筆切資料はある程度現存しているが、その出典の解明に及んでいない場合が多く（この点は、古筆切研究の今後の重要な課題の一つである）、神道及び古辞書に関する古筆切資料は極めて少なく、宮内庁書陵部蔵元御物手鑑九〇の伝吉田兼満筆最要中臣祓切や、藻叢（天）二〇他に見える伝相国寺万里筆下学集切、世々の友一三四の伝虎関師錬筆聚分韻略切などが目に付く程度であり、宣賢自身の伝称切についても、次節で紹介する通り、現時点では僅かに二葉を知り得たのみであり、筆蹟の優雅さを求められる古筆切の世界との接点は極めて乏しいことを改めて確認させられる結果となった。そこで本稿では、宣賢自身の伝称切の紹介とともに、宣賢の草稿本とされる自筆[3]の京都大学附属図書館清家文庫蔵『長恨歌幷琵琶行秘』[4]の「長恨歌抄」と密接な関連を有する古筆切資料の紹介を試みたい。

Ⅰ　宣賢の伝称切の紹介

まず、宣賢のみに限定せず、古筆切の世界と清原家代々との関連について確認を試みると、『増補新撰古筆名葉集』[5]に「清原頼業　孝経切　墨卦朱星アリ」と見えるのが唯一の接点である。そこで、参考までに、稿者が現時点で確認している「孝経」関連の古筆切を以下に一覧しておきたい。

①孝経・無注本（新釈漢文大系『孝経』頁数）

・宗尊親王―京都古書籍・古書画資料目録三号―一二八七（応感章第一七・二八八頁）

②古文孝経・孔安国伝（中華書局刊叢書集成初編『古文孝経』頁数）

・基俊（藤原）―『潮音堂書蹟典籍目録』五号―一二（事君章第二二・一九頁八行～九行）

・玄恵（独清軒）―平成一三年度東京古典会古典籍下見展観大入札会目録―七〇（士章第五・六頁一行～三行）

・慈覚―平成一二年度東京古典会古典籍下見展観大入札会目録―二七（諫諍章第二〇・一八頁五行）・高城弘一氏蔵（諫諍章第二〇・一八頁七行～八行）

・妙超（宗峰）―(1)《佐保切》『男爵神田家及某大家所蔵品入札目録』（京美・昭和三年二月二七日）―四二（序文・一二頁九行～一三頁七行・**割注部ナシ**）・『潮音堂書蹟典籍目録』六号―一四六（孝治章第九・九頁四行～五行）・平成二年度東京古典会古典籍下見展観大入札会目録―四二（廣至徳章第一六全文・一五頁三行～一六頁一行）・文彩帖八九（應感章第一七・一六頁四行～五行）・M&Jバーク財団蔵手鑑藻鏡（喪親章第二二・二一頁二行～三行）・心画帖五二（喪親章第二二・二一頁三行～四行・前掲切に後接）

(2)《佐保類切》高城弘一氏蔵無銘手鑑H（應感章第一七・一六頁六行）・平成九年度東京古典会古典籍下見展観大入札会目録―七二（諫諍章第二〇・一九頁一行～四行）

・不明―平成一一年度東京古典会古典籍下見展観大入札会目録―四五七（諸侯章第三・三頁八行～四頁一行）

③御注孝経（中華書局刊叢書集成初編『御注孝経』頁数）

・公条（三条西）―宮内庁書陵部蔵元御物手鑑二三（序文巻首・一頁一行～五行）・東山御文庫蔵手鑑毫海（序文・二頁四行～三頁三行）・石川県美術館

蔵手鑑八一（序文・三頁三行～四頁一行・前掲切に後接）

一般論的観点からは、古筆名葉集類に登録されている古筆切は、当時ある程度流通（流布）していたことが想定されるが、右記を一覧すると、孝経に関する古筆切はある程度確認し得るものの、残念ながら「清原頼業」の伝称切を確認するには至らなかった。当然、伝称筆者である「頼業」の「家本」の性格からは、その内容は「孔安国伝」であった可能性が高いものと思われ[6]、比較的伝称が安定している「佐保切」及びその類切以外の「異伝」、若しくは今後の新出切に「清原頼業」との伝称が発見される可能性もあろうが、「孝経」との限定を外しても、現時点では、同人の伝称切は一葉も確認出来ていない。しかしながら、前掲の『増補新撰古筆名葉集』において、清原家歴代の中で「清原頼業」のみが登録されるに至った背景としては、「（頼業は）頼長に認められて藤原敦任らとともに彼を中心とする講論のグループの一員に加えられ、その長子兼長の教師に選ばれてこれに『孝経』を講じた」（『国史大辞典』「清原頼業」の項目、芳賀幸四郎氏執筆）との指摘や、和島芳雄氏の「清原頼業論」（『日本宋学史の研究増補版』吉川弘文館、昭和六三年五月）に「清原頼業は清家中興の祖である。平安時代中期以来、清原・中原両家の各一流が明経の博士家として並び、それぞれ大外記を世襲してたがいに競争したが、鎌倉時代以後清家の勢いがようやく中家をしのぎ、さらに室町時代に清家が宋代新注の学を摂取して家学を一新したとき、頼業はこの新しい清家学の学祖として追慕され、特に『大外記殿』または『大大外記殿』と尊称されたのである」と指摘される点を勘案すると、寧ろ当然の結果として理解されるべきところであり、今後の『増補新撰古筆名葉集』の記載の根拠となる切の発見が期待されよう。

次に、宣賢の伝称切についてであるが、前述の通り、現時点では以下に掲げる二葉を確認し得たのみである。

《次頁図版①》〔縦二六・〇糎、横九・三糎、室町後期写、比較的宣賢の筆癖が顕著であり、より推定書写時期の限定が可能か、巻物皺があり、元来の装丁は巻子本、料紙はやや楮質の強い斐楮混漉紙、切二行目頭及び三行目の「中」の上に朱点あり〕

舟橋殿宣賢卿子憂懼焉（印記不読）

子憂懼焉

（朱）・防有鵲巣邛有旨苕誰佾予美心焉

切々・（朱）中唐有甓邛有旨鬻誰佾予美

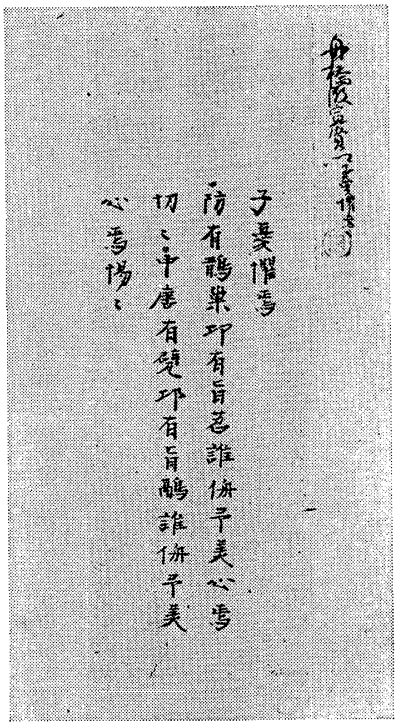

図版①

心焉惕々

《図版②》〔縦二二・八糎、横一一・五糎、室町後期頃写、料紙は楮紙、切二行目及び三行目に本文とは別筆の墨書の片仮名の付訓あり〕環翠軒〈極印欠〉

普廣院殿御代三条家拝領御稲ハ樂人豊筑後

守違　上意之時彼知行ノ麻田（アサヲ）ノ御稲田ノ事ナリ

此方ノハ橘（タチハナノ）御薗ノ御稲ト号ノ各別ノヨシ申処ニ豊筑

後ニ御尋ノ処ニ如案我カ知行ハ麻田御稲ト号スルヨシ

ヲ申ス三条家處證ニモ麻田ノ御稲トアリ此方

ノ分タラサル事分明也此方分ハ先御代ニ始テ申シ

掠メ取ラルヽ也普廣院殿ノ御代ハ其妨ナシ

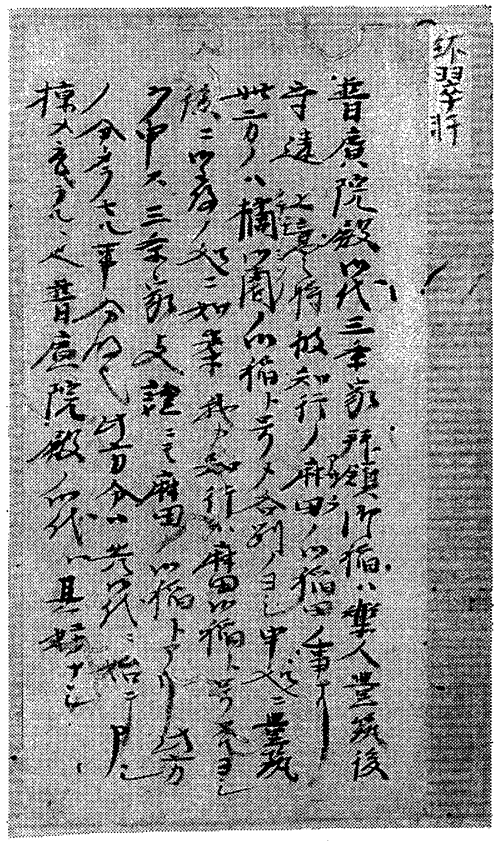

図版②

まず、図版①については、龍谷大学蔵無銘手鑑（〇二一／四七二／一）[7]に収載されており、初代朝倉茂入により「舟橋殿宣賢卿」と極められている。出典は「毛詩（詩経）」巻七陳風の「墓門二章章六句」であり（『漢文大系』十二巻の「毛詩巻第七」の六頁）、現時点で、稿者が確認し得ている唯一の「毛詩」の古筆切でもある。周知の通り、宣賢は「毛詩」の抄物も作成しており（抄物大系『毛詩抄（上下）』参照）、当該切は「毛詩」の本文のみではあるものの、その筆蹟は、一般的に使用頻度の高い文字を例にとると、切一行目の「子」や、二行目及び四行目の「心」などは宣賢独特の癖字であり、宣賢の自筆と見て間違いなかろうと思われる。なお、宣賢自筆の「毛詩」の写本としては、永正九年八月から同十年の六月にかけての「唐本」に基づく比校本（移点本）である大東急記念文庫蔵本の存在が知られているが[8]、当該切の場合は、清家家学の結晶である加点や付訓が一切省略されており、門外不出の「家本」とは別次元の、根幹本文を優先した浄書本的な性格が強く、或いは貴顕に対する進覧本などであったのかもしれない。また、前述の通り、宣賢も含めた清原家と古筆切との接点は甚だ希薄ではあるが、当該切の鑑定結果が正鵠を射ている事実からは、**宣賢の筆蹟が古筆見にとってはある程度身近な存在であったことが窺われ、今後は二流以下の手鑑から新出の宣賢の伝称切が発見される可能性も期待出来るかもしれない。**

次に、図版②については、高城弘一氏蔵無銘手鑑J[9]に収載されており、鑑定者は未詳であるが、「環翠軒」と記された小札が付属している[10]。当該切の筆蹟は、宣賢のものとは別筆であると思われるが、漢字片仮名交じりの抄物風の雰囲気を漂わせており、宣賢との鑑定も、伝称の当否といった次元のみではなく、古筆切の鑑定の妥当性との観点からは、寧ろ当該切の書様と相応の伝称筆者としての「宣賢」とが結び付けられた見識の側を評価すべきであろうと稿者は考えている。当該切の内容については、普廣院殿（足利義教）の時代に三条家が拝領した「麻田の稲田」を、豊筑後守（豊原統秋）が横領したことを非難したものと思われるが、その具体的な出典は、現時点では解明するに至っておらず、識者のご教示をお願い申し上げたい。

Ⅱ　『長恨歌抄』の古筆切について（一）

本節で取り上げる日野輝資を伝称筆者とする『長恨歌抄』の古筆切については、伊井春樹氏他編『古筆切提要』（淡交社、昭和五九年一月）の「輝資（日野）」の項目に、「漢詩注　古今墨林七八」としてその存在が示唆され、その後、伊井春樹氏編『古筆切資料集成』巻四（思文閣出版、平成二

年六月）の「輝資（日野）二」に「長恨歌注」として翻刻されたが、残念ながら、その具体的な出典が解明されるには至らなかった。ところが、平成一三年一〇月の大和文華館の『特別展　国宝寝覚物語絵巻』図録の二九番に、古今墨林七八のツレである個人蔵切が掲載され[11]、その解説を担当された澤田和人氏により、「長恨歌抄切　伝日野輝資筆」として出典が解明され、「成立期が比較的新しいこともあって『長恨歌抄』が古筆切となることは珍しく、他に同種の伝日野輝資筆切がもう一葉知られているぐらいであろう（中略）本文は僅かに異なる文句を含むものの、宣賢本系統の範疇に入る一本とみて大過ない。他本に比して漢字が少なく、また大振りで読みやすい字で書されており、初学者向きの写本であったと推察される。異文も難しい語句や漢字を避けた結果であろう。伝称筆者を日野輝資（〈一五四九―一六一一〉）・通行の辞典類では、弘治元年〈一五五五〉生まれで、元和九年〈一六二三〉閏八月二日没とする）とし、その真筆とする確証はないが、書風は輝資活躍期と重なり合う頃のものと見做される」との踏み込んだ考察も提示されるに至っている。実は、稿者も当該切のツレを一葉架蔵しており（次頁図版③）、澤田氏の解説中の「もう一葉」が恐らく「古今墨林七八」を指すものと思われ、それ以外のツレを三葉気付いていることもあり、数少ない宣賢と古筆切資料との接点でもある当該切の本文を拾遺して若干の考察を試みることとしたい。

〔伝日野輝資筆長恨歌抄切一覧稿〕

①日野殿輝資卿とはんちう養心〈初期神田家極印〉（大垣博氏蔵・序文）

とはんちう二十万ぎおしよせけるにこくちうがせいは
五十万ぎなれとも㊀せんにもをよはすしてみなにけ
てかへる此まゝかへりてはてんしのぎあしかるへしと

②日野殿輝資卿雲鬢心養〈四代神田道伴極め〉（京都国立博物館蔵手鑑翰墨場・「雲鬢花顔金歩揺」句文～注途中）

／雲鬢花顔金歩揺　くものびんつら
うつくしきていをいふくもはみとりの色なるが
ほん也花のかほはせは花のうすくれなひのやう
なるをいふきひのかほはせを春の㊁のつゆを

ふくむかいたうにたとへあるひはふようのおもての

③日野殿輝資卿心なし[心養]〈四代神田道伴極め〉（東山御文庫蔵手鑑毫海・「尽日君主王看不足」注途中～「漁陽鼙鼓動地来」注途中）

心なし不足とはみれとも〳〵たらすして

見たくおもふ心也

／漁陽鼙鼓動地来　天ほう十四さい

あんろくさんばひやう十万よをひきおこして

きよやうの南にしけつにむかふきけんす詔

うけたまはつてやうこくちうをちうすへいくの

こゑ地をうこかしかくのことくふつきゑいくわの

《図版③》〔縦二四・五糎、横一五・七糎、室町末から近世初期頃の写、料紙はやや斐質の強い斐楮混漉紙、極札及び切裏には記載なし、句読を示す朱点及び、朱墨による濁点が付される〕

④青蓮院尊傳法親王そとゝひ[淡水]〈恒川淡水極め〉（架蔵・「六軍不發無奈何」注途中～同途中）

そととひ給へはこくちう三ふじんのほこりをき

はむるといふもさらにへちの事にあらすきひ

一人のゆへ也きひをころさすは又いかなるわさ

はひのいてきたらん事をしらすいそきてきひ

をころさんといふけんそうの給てきひは

われとしんさうにゐてこくちうか事をしらす

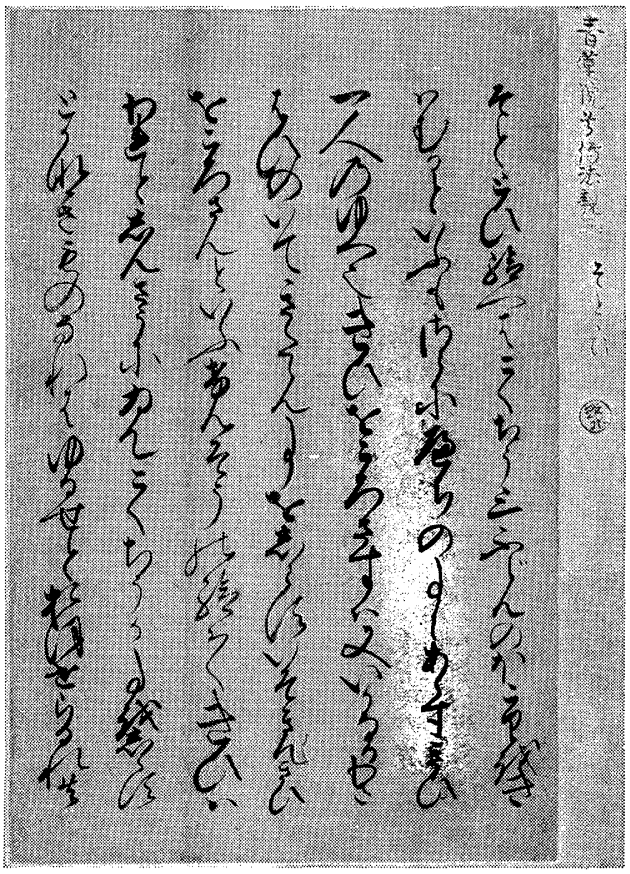

図版③

とかなきものなれはゆるせとおほせらるれ共

⑤日野輝資長恨歌〈極印欠〉／輝資長恨歌〈極印欠〉（久曽神昇氏『物語古筆断簡集成』第一部―九八図・平成一三年一〇月大和文華館『特別展　国宝寝覚物語絵巻』―二九・「君主掩面救不得」注途中～同途中）

内にもつかのやうなるたかき所になしの木
あるにつなをつけてくびりころすみかとその
しをみるにたへすして御かほ[ゝ]えみやりもせさる也
すくう事をえすとはたすけられんやうなき也

⑥日野大納言輝資卿その上ニ[印]〈極印不鮮明・筆蹟から推して分家三代了仲極めか〉（古今墨林七八・「雲桟縈紆登剣閣」注途中～「旌旗無光日色薄」注途中）

その上ニわたすかけはしをかよひて行をいふ
＼蛾眉山下少人行　がびさんの山たに[こ]ねもそひえ
おそろしき山ニて人のゆきゝもたえたる山也
いかなる[そ]んそなる道[も]あき人てんぶやしんは
とをるもの也され[と]こゝにはさやうの物もとをら
すと也
＼旌旗無光日色薄　かちいくさの時ははたの

まず、本文の検討の前段階の問題として、右記を一覧すると、④の架蔵切以外の伝称が「日野輝資」で安定している点が注目される。「日野輝資」は古筆の世界ではほぼ無名に等しい人物であり、古筆名葉集類には登録されておらず、書流系譜類では「道澄流（龍山流）」に登録されているものの、[12]その伝称切については極めて稀であり、稿者の調査の範囲では当該「長恨歌抄切」以外には全く見出だし得ていない（但し、色紙については未精査であるが）。更に、現時点で鑑定者が判明する例が「神田家」に偏在している点も注目され、古筆切の伝称が以上のような様相を呈

している場合には、一般論的見解としては、当該切の分割に特定の古筆見（当該切の場合は「神田家」）が関与していた可能性と、その分割以前の写本の段階で書写奥などの存在が想定され、その伝称が正鵠を射ている可能性が高い点などが挙げられる。そこで、当該切の筆蹟について日野輝資の真蹟資料[13]との比較を試みると、前引の澤田氏の考察では断定を避けておられるが、稿者は日野輝資の真蹟であると考えても良いのではないかと考えている。無論、以上の判断には前述の古筆切の鑑定結果と日野輝資の伝称切の稀覯性などの背景が加味されており、実際には、注(13)に掲げた現時点で確認し得ている真蹟資料との間には、明らかに「同筆」であると太鼓判を捺せる程の一致は認められないのも事実である。稿者もこれまで幾多の古筆切の紹介を試みており、短冊や懐紙などの真蹟資料が確認される伝称筆者に関しては、その伝称の当否についての言及を繰り返してきた。しかしながら、「真蹟」であると断定した場合は、明らかに両者に瓜二つの文字が共有されている場合に限られており、基本的には慎重な立場を保持してきたつもりである。つまり、「真蹟」との判断は極めて「狭き門」であったわけだが、ごく最近、江戸後期の国学者の短冊を扱った論文を執筆する機会があり[14]、例えば、香川景樹の短冊をある程度集成して一覧すると、如何に年代により書風の変容が甚だしいかを実感させられる結果となった。従って、古筆切の伝称の当否を判断する場合にも、江戸後期頃の国学者の短冊の伝存状況とは異なり、恐らく、当該人物の「真蹟」のごく一部が伝存しているに過ぎない中世期の人物についても、その書風の変容を厳密に跡付けることは困難であろうことは承知の上で、もう少し緩やかに「真蹟の幅」を考慮すべきではないかと考えるに至った。そこで、改めて当該切と日野輝資の真蹟資料とを比較すると、両者の書風には明らかに「別筆」と判断するような懸隔は存せず、寧ろ「類筆」とすべき程度の近似性は認められることから、前述の稿者の判断を提示した次第である。

次に、伝[15]日野輝資筆長恨歌抄切の本文についてであるが、便宜的に、注(4)の國田百合子氏の『長恨歌・琵琶行抄』収載の宣賢自筆本（以下、便宜的に「宣賢抄」と略記する）との間の主要な異同について、両者を併記する形で一覧しておきたい。

〔伝日野輝資筆長恨歌抄切と宣賢抄との主要な異同〕

①てんしのぎあしかるへしと（古筆切）
　天子ノ義ワルカルヘシト（宣賢抄）

②春の雨のつゆをふくむかいたうにたとへ（古筆切）

春風ノ露ヲ含ム海棠ニタトヘ（宣賢抄）

③(a)あんろくさんばひやう十万よをひきおこしてきよやうの南にしけつにむかふきけんす（古筆切）

安禄山率ニ藩兵十餘万一起ニ漁陽一南向指レ闕詭言（宣賢抄）

(b)へいくのこゑ地をうこかしかくのことくふつきゑいくわの（古筆切）

鼙鼓之声動レ地聲音皮／如此富貴榮花（宣賢抄）

④(a)きひ一人のゆへ也（古筆切）

楊貴妃ユヘ也（宣賢抄）

(b)とかなきものなれはゆるせと（古筆切）

罪ナキ者ナレハ此ヲハ許セト（宣賢抄）

⑤(a)みかとそのしを（古筆切）

玄宗其死ヲ（宣賢抄）

(b)御かほ□えみやりもせさる也（古筆切）

反レ袂掩レ面・エミヤリモセサル也（宣賢抄）

⑥がびさんの山たに□ねもそひえおそろしき山ニて人のゆきゝもたえたる山也（古筆切）

蛾眉成都／府山名／此モ蜀国ヘ行ク路ノ山也一段ソヒヘテヲソロシイ／山ニテ人跡絶タル路也（宣賢抄）

右を一覧すると、伝輝資筆切の本文は、基本的には宣賢抄系統の和文化の産物と考えられるが[16]、③—(a)では、宣賢抄の訓読とは異なった和文化がなされており、その結果文脈の連続性が失われており、③—(b)では、宣賢抄の難訓箇所が省略されており、⑤—(b)では、不完全な和文化の結果意味不通となっており、⑥では、宣賢抄に存する「蛾眉山」の説明部が大幅に省略されるなど、かなり杜撰な本文であることが窺われる。従って、前掲の澤田氏の指摘についても、大筋では首肯されるものと思われるが、伝輝資筆切の本文については、現行の宣賢抄を直接参看して和文化を試みたとも考えにくく、他の宣賢抄の享受資料との本文の比較が不可欠であるため節を改めて考察を試みたい。

Ⅲ　『長恨歌抄』の古筆切について（二）

周知の通り、宣賢抄の享受資料としては、その聞書系本文を有する写本類[17]や、慶長古活字版『長恨歌抄』以下の数種の版本の本文が宣賢抄に基づいている点などが定説となっているが、それらはいずれも伝輝資筆切のような「和文化」には至っておらず、伝輝資筆切の本文の性格を明確にするためには、「和文化」との接点が顕著な絵巻（奈良絵本）などをも含めた、より広範な宣賢抄の享受資料の本文と比較する必要性が存するので、以下にやや煩瑣ではあるが、それらの本文を列挙しておきたい（なお、根幹本文に付された「付訓」や「訓点」などは省略した場合が多い）。

〔伝輝資筆切関連の本文比較資料〕

Ⅰ長恨歌琵琶行秘（京都大学附属図書館清家文庫蔵）

Ⅱ長恨歌琵琶行抄（土井忠生氏蔵、鈴木博氏編『長恨歌琵琶行抄』清文堂出版、昭和五三年三月）

Ⅲ長恨歌幷琵琶行私（天理大学図書館蔵）

Ⅳ長恨歌琵琶行和解（内閣文庫蔵）

Ⅴ長恨歌抄〔慶長版〕（大東急記念文庫蔵）

Ⅵ長恨歌〔寛永版〕（大東急記念文庫蔵）

Ⅶ長恨哥（中野幸一氏編『奈良絵本絵巻集九』収載の大型巻子装三巻本絵巻）

Ⅷ長恨歌（ライデン民族博物館蔵）

Ⅸ長恨歌（中野幸一氏編『奈良絵本絵巻集九』収載の小型巻子装三巻本絵巻）

Ⅹちやうこんか（龍谷大学蔵、『龍谷大学善本叢書二二　奈良絵本上』）

Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ→國田百合子氏『長恨歌・琵琶行抄』武蔵野書院、昭和五一年三月

Ⅴ・Ⅵ・Ⅷ→國田百合子氏『長恨歌・琵琶行抄諸本の国語学的研究　資料編』ひたく書房、昭和五七年二月

〔伝輝資筆切①〕

Ⅰ吐蕃戎狄廿万騎ニテ押寄ケルニ國忠カ勢ハ五十万騎ナレトモ一戦ニ及ハス皆逃皈ル此マヽ皈テハ天子ノ義(a)ワルカルヘシト（一四六頁）

Ⅱ吐蕃ノ西戎北狄廿万騎ニテ押シ寄ケルニ國忠カ勢ハ五十万騎ナレトモ一戦ニ及ハス皆逃皈ル此ノマヽ皈テハ天子ノ義ワルカルヘシト（六～七頁）

Ⅲ吐蕃ノ戎狄廿万騎ニテ押寄タリ國忠カ勢五十万騎アレトモ不及ニ一戦ニモ一皆逃ケ皈ル也此ノマヽ皈テハ天子ノ御意アシカルヘシト（一〇頁）

Ⅳ吐蕃ノ戎狄廿万騎ニテ押寄タソ國忠カ勢五十万騎アレトモ不レ及ニ一戦ニ皆逃皈ル也此マヽ皈テハ天子ノ御意ワルカルベシト（八三頁）

Ⅴ吐蕃戎狄二十萬騎ニテ押寄ケルニ國忠ガ勢ハ五十萬騎ナレドモ一戦ニ不レ及皆逃歸ル此マヽ歸テハ天子ノ義(a)アシカルベシト（一三頁）

Ⅵ吐蕃戎狄二十萬騎ニテ押寄ケルニ國忠カ勢ハ五十萬騎ナレトモ一戦ニ不及皆逃歸ル此マヽ歸テハ天子ノ義アシカルヘシト（九二頁）

Ⅶとはんのしうてき二十万きにてをしよせけるにこくちうかせいは五十万きなれとも一たゝかひにもをよはすみなにけかへるこのまゝかへりてはてんしのきあし(A)かるへしと（一八〇頁）

Ⅷとはんのしうてきともさかよせにそよせたりける大将はもとよりおくひやうなりしそつのこゝろを一にせされは一戦もたゝかはすわれさきにとにけけるほとに大くはうの四はう七千よりとはんにしたかひなひきにけりやうこくちうたまりえすしてみやこをさしてのほりけるかさもあれこんと大将を申うけまかりむかふたるかひもなく一いくさもせてかへりなん事しやうふんそのはゝかりありけれは（一一四九～一一五一頁）

Ⅸとはんのしうてきともさかよせにそよせたりける大将はもとよりおくひやうなりしそつの心を一にせされは一せんもたゝかはすわれさきにとにけけるほとに大荒の四はう七千よりとはんにしたかひなひきにけりやうこくちうたまりえすして都をさしてのほりけるかさもあれこんと大将を申うけまかりむかふたるかひもなく一いくさもせてかへりなん事上聞そのはゝかり有けれは（四六～四九頁）

Xとはんのじうてきともさかよせにそよせたりける大しやうはもとよりおくひやうなりしそつのこゝろを一にせされは一せんもたたかはすわれさきにとにけけるほとに大くはうの四はう七千よりとばんにしたかひなひきにけりやうこくちうたまりえすしてみやこをさしてのほりけるかさもあれこんと大しやうを申うけまかりむかふたるかひもなくひといくさもせてかへりなん事しやうふんそのはゝかりありけれは（五四九頁）

［伝輝資筆切②］

Ⅰ○雲髪花顔金歩揺　雲ノ髪(b)髪ノ如クナルトハウツクシキ髪(c)ノ躰ヲ云雲ハ翠ノ色カ本也花顔トハ花ノウス紅ニホケ〳〵トシタルヤウナルヲ云貴妃カ皃ハセヲ春風ノ露ヲ含ム海棠ニタトヘ或ハ芙蓉如面（一五四頁）

Ⅱ雲鬢花顔金歩揺　雲ノ鬢髪ノ如クナルトハウツクシキ体ヲ云雲ハ翠ノ色カ本也花顔トハ花ノウス紅ニホケ〳〵トシタルヤウナルヲ云貴妃カ皃ハセヲ春風ノ露ヲ含ム海棠ニタトヘ或ハ芙蓉如面（一四～一五頁）

Ⅲ○雲ン鬢華ハ顔ン金歩揺（次句）　雲ハ翠ノ色カ本チヤソ其如ク鬢髪カウツクシウマカリタ体ヲ雲鬢ト云ソ華顔ハ華ノウス紅ニホケ〳〵トシタ様ナヲ云ソ貴妃カ顔ヲ春風ノ露ヲ含ム海堂ニタトヘ或ハ芙蓉之如面ノト（一六頁）

Ⅳ○雲鬢花ノ顔金ノ歩揺（次句）　雲ハ翠ノ色カ本チヤソ其如ク鬢髪カウツクシウマカリタ体ヲ雲鬢ト云ソ花顔ハ花ノウス紅ニホケ〳〵トシタヤウナヲ云ソ貴妃カ顔ヲ春風ノ露ヲ含ム海堂ニ喩ヘ或ハ芙蓉ノ如面（八八頁）

Ⅴ雲鬢花顔金歩揺　鬢髪(b)雲ノ如クナルトハウツクシキ躰(c)ヲ云雲ハ翠ノ色ガ本也花顔トハ花ノ薄紅ニホケ〳〵トシタル様ナルヲ云貴妃ガ皃バセヲ春風ノ露ヲフクム海棠ニタトヘ或ハ芙蓉ハ如シ面ノ（二五頁）

Ⅵ○雲鬢花顔金歩揺　鬢髪雲ノ如クナルトハウツクシキ躰ヲ云雲ハ翠ノ色カ本也花顔トハ花ノ薄紅ニホケ〳〵トシタル様ナルヲ云貴妃カ貌バセヲ**春風ノ露ヲフクム海棠**ニタトヘ或ハ芙蓉ハ如レ面（一〇二頁）

Ⅶ雲鬢花顔金歩揺　B ひんはつ雲のことくなるとはうつくしきていを云也雲はみとりのいろかほんなり花のかほはせとは花のうすくれなゐにほけ〳〵としたるやうなるをいへりきひかかほはせをはるかせに露をふくむかいたうにたとふあるひはふようはおもての（一九六頁）

Ⅷ雲鬢花顔金歩瑤　雲のびんづらとは雲はみどりのいろなりうつくしきことをいはんためなりはなのかほばせとはうすくれなゐにほけ〳〵としたるかほをいふ（一一七四～一一七五頁）

Ⅸ雲鬢花顔金歩瑤　くものひんつらとは雲はみとりの色なりうつくしきことをいわんためなり花のかほはせとはうすくれなゐにほけ〳〵としたるかほをいふ（七三～七四頁）

Ⅹ雲鬢花顔金歩瑤　くものひんつらとはくもはみとりのいろなりうつくしき事をいはんためなりはなのかほはせとはうすくれないにほけ〳〵としたるかほをいふ（五五九頁）

〔伝輝資筆切③〕

Ⅰ心ナシ不足トハ見トモ〳〵タラスナヲ見タキト思ヘル也　漁陽鼙鼓動レ地來　天宝十四載安禄山率二藩兵十餘万一起二漁陽一南向指レ闕詭言奉レ詔誅二

楊國忠ニ鼙鼓之声動レ地鼙音皮／如此富貴榮花身(d)ニ餘レトモ（一五七頁）

Ⅱ心ナシ不レ足ラトハ見トモ〳〵タラスメナヲ見度キト思ヘル也　漁陽鼙鼓動レ地來　天宝十四載安禄山率ニ藩兵十余万ヲ一起ニ漁陽ニ一南ニ向指シレ闕ヲ詭言奉テレ詔ヲ誅ニ楊國忠ヲ一鼙鼓之声動スレ地ヲ鼙音ハ皮／如レ此富貴栄花身ニ餘レトモ（一八頁）

Ⅲ心ナイソ不レ足トハ見レトモ〳〵見タラヌソ　漁陽ノ鼙鼓動テレ地ニ來ル（次句）　注天宝十四季安录山卒テ二藩兵十余万ヲ一起ニ漁陽ヨリ一南ノ方ヨリ向テ詣シレ闕ニ詭言ヲ奉レ詔誅セン二楊國忠ヲ一鼙鼓ノ声動スレ地ヲ鼙ノ音ハ皮ナリ如此奢富貴栄花ノ身ニアマレトモ（二一～二二頁）

Ⅳ心ナイソ不足トハ見トモ〳〵見タラスメナヲ見タイト思ヘル也　漁陽ノ鼙鼓動地來（次句）　注天宝十四年安录山率テ二藩兵十余万ヲ一起ルニ漁陽ヨリ一南ノ方向ニ指闕ヲ詭言スラク奉メ詔誅ニ楊國忠ヲ一鼙鼓之声動レ地■皮音／如レ此富貴栄花身ニアマレトモ（九一～九二頁）

Ⅴ心ナシ不レ足トハ見レドモ〳〵不レ足メ猶見タキト思ヘル也　漁陽鼙鼓動レ地來　天寶十四載安禄山率ニ藩兵十餘萬一起ニ漁陽南一向ニ指闕一詭言ニ奉レ詔誅ニ楊國忠ニ鼙鼓之聲動レ地鼙音皮　如レ此富貴榮花ニ(d)餘レドモ（三〇～三一頁）

Ⅵ心ナシ不レ足トハ見レトモ〳〵不レ足メ猶見タキト思ヘル也　○漁陽鼙レ鼓動レ地來　天寶十四載安禄山率ニ藩兵十餘萬一起ニ漁陽一南向指レ闕詭言奉レ詔誅ニ楊國忠ニ鼙レ鼓之聲動レ地鼙音皮　如レ此富貴榮花ニ餘レトモ（一〇六～一〇七頁）

Ⅶこゝろなしたらすとはみれとも〳〵あきたらすとてC)なを見たきとおもへる也　漁陽鼙鼓動地来　天ほう十四さいあんろくさんはんへい十よ万をひるてきよやうよりおこりてみなみにむかつてけつをさしいつはりていはくみことのりをうけてやうこくちうをちうすとていくさつゝみのこゑちをうこかせり（二〇八頁）

Ⅷみれとも〳〵なをみたらすしてみたしとなり(1)　漁陽鼙鼓動レ地来　天宝十四年ろくさんむほんをおこし胡軍十四万を引てきうけつにおしよするその大ぐんともか太こつゝみをならしおひたゝしく天地をひゝかしきたるとなり（一一八六～一一八七頁）

Ⅸみれとも〳〵なを見たられおほしめすと也(1)　漁陽鼙鼓動レ地来　天宝十四年ろくさんむほんををこし胡軍十四万を引て宮闕にをしよするその大くんともか太こつゝみをならしおひたゝしく天地をひゝかしきたるとなり（八七頁）

Xみれとも〳〵なをみたられおほしめすとなり(1)　漁陽鼙鼓動レ地来　てんほう十四ねんろくさんむほんをおこしうくん十四まんを引てきうけつにをしよするその大くんともかたいこつゝみをならしおひたゝしくてんちをひゝかしきたるとなり（五六四頁）

〔伝輝資筆切④〕

Ⅰソト問玉ヘハ楊國忠三夫人ノ驕ヲ極ルト云モ更ニ別義ニアラス楊貴妃ユヘ也貴妃ヲ不殺ハ又イカナル禍ノ出來ランコトヲ不知イソイテ貴妃ヲ殺サントト云玄宗ノ玉ヲ事ハ貴妃ハ我ト深宮ニ居テ國忠カ謀反ヲモ知ラス罪ナキ者ナレハ此ヲハ許セト仰セラルレトモ（一六〇頁）

Ⅱソト問玉ヘハ楊國忠三夫人ノ驕ヲ極ルト云モ更ニ別ノ義ニアラズ楊貴妃ユヘ也貴妃ヲ不レ殺ハ又イカナル禍ノ出キタランコトヲ不レ知イソイデ貴妃ヲ殺サシト（ママ）云玄宗ノ玉ヲ事ハ貴妃ハ我ト深宮ニ居テ國忠カ謀反ヲ不レ知罪ナキ者ノナレハ此ヲハ許セト仰セラルレトモ（二一～二二頁）

Ⅲト問玉ヘハ國忠幷三夫人之驕ヲ極ルコト更ニ別ノ義テナイ貴妃ヲ寵愛ノ故也所詮貴妃ヲ不レ殺ハ又何タル禍カ出來スルコトヲ不レ知ラ爾ラハ貴妃ヲ殺サント申ス也玄宗ノ玉フハ貴妃バカリハ我ト深宮ニ居テ國忠カ謀反ヲモ不知ラ是ハ罪無イ者ソユルセト被レ仰トモ（二六頁）

Ⅳソト問玉ヘハ國忠幷三夫人ノ驕ヲ極ルコト更ニ別ノ義テナイ貴妃ヲ御寵愛ノ故チヤソ所詮貴妃ヲ不殺ハ又何タル禍カ出來ランコトヲ不レ知ソ然レハ急イテ貴妃ヲ殺サント申也玄宗宣フ様ハ貴妃カコトハ我ト深宮ニ居テ國忠カ謀反ヲモ不知是ヲハ罪ハナイ者チヤ程ニユルセト被仰ルレ共（九五頁）

Ⅴゾト問玉ヘバ楊國忠三夫人ノ驕ヲ極ルト云モ更ニ別ノ義ニ非ス楊貴妃ヵ故也（消）也貴妃ヲ不レ殺ハ又如何成ル禍ノ出來ラン事ヲ不レ知急テ貴妃ヲ殺サント云玄宗ノ玉フコトハ貴妃ハ我ト深宮ニ居テ國忠ガ謀叛(e)ヲ不レ知無レ罪者ナレバ是ヲハ許セト被仰レトモ（三六頁）

Ⅵソト問玉ヘハ楊國忠三夫人ノ驕ヲ極ルト云モ更ニ別ノ義ニ非ス楊貴妃故也貴妃ヲ不殺ハ又如何成ル禍ノ出來ラン事ヲ不レ知急テ貴妃ヲ殺サント云玄宗ノ玉フコトハ貴妃ハ我ト深宮ニ居テ國忠カ謀叛ヲ不レ知無レ罪者ナレハ是ヲハ許セト被レ仰レモト（ドモ）（一一一～一一二頁）

Ⅶそとゝへはやうこくちう三ふしんのおこりをきはむるといふもさらに別のきにあらすやうきひゆへなりきひをころさすは又いかなるわさはひのいてきたらんことをもしらすいそひてきひをころさんといふけんそうのゝ給ふ事はきひはわれとふかきみやにゐてこくちうかむほんをしらすつみなきものなれはこれをはゆるせとおほせらるれとも（二二九頁）

Ⅷみかとのたまはくきひはつねにしんきうにをれりいつくんそ國忠かほんぎやくをもしらんやこれをはゆるすへしとのたまへは（一一九七～一一九八頁）

Ⅸみかとのたまはくきひはつねにしんきうにをれりいつくんそ國忠かほんきやくをもしらんやこれをはゆるすへしとのたまへは（九四頁）

Xみかとのたまはくきひはつねにしんきうにをれりいつくんそこくちうかほんきやくをもしらんやこれをはゆるすへしとのたまへは（五六八頁）

〔伝輝資筆切⑤〕

Ⅰ内ニモ塚ノヤウニ高キ処ニ梨ノ木アルニ縄ヲ付テクヒリ殺ス玄宗其死ヲ見ニ不忍ノ反レ袂掩レ面エミヤリモセサル也救不得トハタスケラレンヤウモナキ也（一六二頁）

Ⅱ内ニモ塚ノヤウニ高キ処ニ梨ノ木アルニ縄ヲ付テクビリ殺ス玄宗其ノ死ヲ見ニ不レ忍ノ反レ袂掩テ面ヲエミヤリモセサルナリ救コトヲ不レ得玉ハトハタスケラレンヤウモナキ也（二四頁）

Ⅲ内ニ塚ノヤウニ高処アル[ソコ]ニ梨ノ木ノアルニ縄ヲ付テクヒリ殺スソ玄宗其死ヲ見ルニ[不見](消)不忍ノ反レ袂掩レ面[ヘ]見カヘルモシ玉ヌソ救——トハタスケウ様モ無イソ（二九頁）

Ⅳ内ニ塚ノヤウニ高処アルソコニ梨ノ木ノアルニ縄ヲ付テクビリ殺ソ玄宗其死ヲ見ニ不レ忍ノ反レ袂掩テ面ヲエ見カヘリモシ玉ハヌソ救—トハタスケウヤウモナイソ（九七頁）

Ⅴ**内ニモ塚ノ様ニ高キ処ニ梨ノ木**アルニ縄ヲ付テクビリ殺ス玄宗其ノ死ヲ見ルニ不レ忍ノ反レ袂掩レ面エミヤリモセザル也救不レ得トハタスケラレン**様モナキ也**（三九～四〇頁）

Ⅵ内ニモ塚ノ様ニ高キ處ニ梨木アルニ縄ヲ付テクヒリ殺ヌ玄宗其死ヲ見ルニ不レ忍ノ反レ袂掩レ面エミヤリモセザル也救不レ得トハタスケラレン様モナキ也（一一四頁）

Ⅶうちにもつかのやうにたかき所になしの木のあるになわをつけてくひりころすを玄宗みるにしのひすして[E]袂をかへしおもてをおほひえみやりもせさる也すくふ事をえたまはすとはたすけられるやうもなき也（二三六頁）

Ⅷそのしにさまをみるにしのひすしてたもとをかへしおもてをおほひゑみやりもしたまはすすくふことえたまはすとはたすけたまはんやうもなしとなり（二二〇三頁）

Ⅸそのしにさまを見るにしのひすしてたもとをかへしおもてをおほひゑみやりもし給はすすくふことえ給わすとはたすけたまはんやうもなしとなり（九九～一〇〇頁）

Xそのしにさまをみるにしのひすしてたもとをかへしおもてをおほひゑみやりもしたまはすすくふことえたまはすとはたすけたまはんやうもなしとなり（五七〇頁）

〔伝輝資筆切⑥〕

Ⅰ岩ノ上ニ渡桟ヲ通テ行ヲ云　峨嵋山下少ニ人行ㇾ　峨眉成都府山名(f)／此モ蜀国ヘ行ク路ノ山也一段ソヒヘテヲソロシイ山ニテ人跡(h)絶タル路也イカナル険難ナル路ヲモ商人ヤ田夫野人ハ通ルモノナレトモサヤウノ者モ一向ニ不通ナリ　旌旗無レ光日色薄　勝軍ノ時ハ旌(i)ノ色モ（一六二～一六三頁）

Ⅱ岩ノ上ニ渡ス桟ヲ通テ行ヲ云　峨嵋山下少ニ人ノ行コトㇾ　峨嵋山ハ成都府ノ山ノ名也此モ蜀ノ国ヘ行ク路ノ山也一段ソヒヘテヲソロシイ山ニテ人跡絶タル路谷ッ　也イカナル険難ナル路ヲモ商人ヤ田夫野人ハ通ルモノナレトモサヤウノ者モ一向不通也　旌旗無レ光日色薄　勝軍ノ時ハ旌ノ色モ（二五頁）

Ⅲ岩ノ上ニ渡ス桟ヲトヲツテ行ヲ云也　峨嵋山ノ下少ニ人ノ行コトㇾ　旌旗無レ光日色薄　注云峨――ハ成都ノ府ノ山ノ名ソ文此モ蜀ヘ行ク路ノ山也一段ソヒヘテヲソロシイ山ニテ人跡断ヘハテタ路ナリイカナ険難ナ路ヲモ商人ヤ田夫野人ハトヲル物ナレトモサヤウノ物モ一向ニ不通也勝軍ノ時ハ旌ノ色モ（三〇頁）

Ⅳ岩ノ上ニ渡ス桟ヲトヲツテ行ヲ云ソ　峨眉山下少人行旌旗無光日色薄　峨―ハ成都府ノ山ノ名ソ此モ蜀ヘ行ク路ノ山也一段ソヒヘテヲソロシイ山ニテ人跡タヘハテタ路也イカナ険難ナ路ヲモ商人ヤ田夫野人ハトヲル物ナレトモサヤウノ者モ一向ニ不通也勝イクサノ時ハ旌ノ色モ（九八頁）

Ⅴ岩ノ上ニワタス桟ヲ通テ行ヲ云　峨嵋山下少ニ人行ㇾ　峨嵋成都府山名ゾ(f)此モ蜀國ヘ行ク路ノ山也(ママ)也一段ソビヘテヲソロシキ(g)山ニテ人跡(h)モ絶タル路也イカナル険難ナル道ヲモ商人ヤ田夫野人ハ通ㇽ(消)ルモノナレドモ左様ノ者モ一向ニ不レ通也　旌旗無レ光日色薄　勝軍ノ時ハ旌色(i)モ（四一頁）

Ⅵ岩ノ上ニワタス桟ヲ通テ行ヲ云　〇峨嵋山下少レ人行　峨嵋成都府山名ソ此モ蜀國ヘ行路ノ山也一段ソヒヘテヲソロシキ山ニテ人跡モ絶タル路也イカナル険難ナル道ヲモ商人ヤ田夫野人ハ通ルモノナレトモ左様ノ者モ一向ニカヨハサル也　〇旌旗無レ光日色薄　勝軍ノ時ハ旌色モ（一一五～一一六頁）

Ⅶいはのうへにわたすかけはしをとをりてゆくをいへり　峨嵋山下少人行　かひはせいとふの山の名也これもしよくのくにへゆくみちの山也一た

んそひえておそろしき山にてしんせきもたえたる道也いかなるけんなんなる道をもあきうとやてんふやしんはとをるものなれともさやうのもの
も一かうにかよはさる也　旌旗無光日色薄　かちいくさの時ははたいろも（二三七～二四〇頁）

Ⅷいはのうへにわたすかけはしをのほりくたりしてわたりてとをりゆくなり　峨嵋山下少ニ人行一　がひさんはせいとふの山の名なりこれもしよく
へゆくみちのやまなり一だんとそびへておそろしきやまなればじんせきたえたるみちなりいかなるけんなんもでんぶ(2)くさかりはかよふものなる
にこの山へはさやうのものもかよはぬなり　旌旗無レ光日色薄　（中略）かちいくさのときははたのいろが（二二〇六～二二〇七頁）

Ⅸいわのうへにわたすかけはしをのほりくたりしてわたりてとをりゆくなり　峨嵋山下少ニ人行一　かひさんは成都府の山の名なりこれもしよくへ
ゆくみちのやま也一たんとそひへておそろしきやまなれはしんせきたえたるみち也いかなるけんなんも木(3)こり草かりはかよふものなるに此やま
へはさやうのものもかよはぬとなり　旌旗無レ光日色薄　（中略）かちいくさのときははたのいろか（二〇一～二〇二頁）

Xいわのうへにわたすかけはしをのほりくたりしてわたりてとをりゆくなり　峨嵋山下少ニ人行一　がひさんはせいとふのやまの名なりこれもしよ
くへゆくみちのやまなり一たんとそひへておそろしきやまなれはしんせきたえたるみちなりいかなるけんなんも木(3)こり草かりはかよふものなる
にこの山へはさやうのものもかよはぬと也　旌旗無レ光日色薄　（中略）かちいくさのときははたのいろか（五七一～五七二頁）

右の一覧は、Ⅰに宣賢抄の自筆本の伝輝資筆切対応箇所を全文引用して、以下、Ⅱ～Ⅳにその聞書系本文を有する写本類の本文を、Ⅴ～Ⅵに版本類の代表的な本文を、Ⅶに現時点で確認し得ている唯一の宣賢抄系統の本文を和文化した奈良絵本の本文を、Ⅷ～Ⅹに注(16)の安野氏論文で、宣賢抄に先行する注釈の内容を含むと評価されたライデン本系統の奈良絵本の本文をそれぞれ対照させて引用した(18)。いずれも、全体の内容を精査したわけではなく、伝輝資筆切対応箇所限定の微々たる比較に過ぎないが、少なくとも、現時点でその存在が紹介されている宣賢抄の享受資料の中には、伝輝資筆切との関係を明確に定位し得る存在は見当らないことを確認する結果となった。ちなみに、「和文化」との共通項を有しており、伝輝資筆切との関連性が最も想定されたⅦの本文についても、前掲の③の文末「いくさつゝみのこゑちをうこかせり」以下は「あんろくさんふれをまはして」と続いており、原拠資料（ⅤⅥ系統か、この点については後述）の難訓箇所「鼙音皮」の回避と連動して（当該部分は伝輝資筆切も回避している）、後接する「如レ此冨貴榮花ニ餘レドモ」の部分の内容をも欠く結果となっており（当該部分は伝輝資筆切には存する）、原拠資料との距離が生じている箇所も認められるが、その他の大部分は、伝輝資筆切と比較すると遙かに宣賢抄系統の本文に忠実な「和文化」となってい

る。

但し、Ⅶの本文の原拠資料については若干問題が残されており、中野幸一氏編『奈良絵本絵巻集九』の解題では、「古活字本系の本文に類似したところが見られるが、概してそれよりも簡略で独自の部分も少なくないので、古活字本の直接的な抄出ではないと認められる」と指摘されているが、本稿の調査範囲では、Ⅶの傍線部ＡＢがⅠよりもⅤⅥに近く、傍線部Ｄがその逆であり、傍線部ＣＥなどは微調整的な独自改変部であると思われ、小林健二氏が「『やうきひ物語』と『長恨歌絵巻』―江戸時代前期における絵巻製作の一様相―」（『大谷女子大国文』一六、昭和六一年三月）で言及された版本『やうきひ物語』を粉本とする複数の『長恨歌絵巻』の伝本の存在や、石川透氏の「一般的には、絵巻物等の写本が流行した後に、印刷本が作成されたと考えるむきもあるが、奈良絵本・絵巻に関しては、本文的に印刷本をもとにして製作されたものも多く現存している」との指摘[19]を勘案すると、Ⅶも基本的にはⅤⅥなどの版本系統の本文から派生したものと判断して良いのではないかと稿者は思量している。とすると、それと連動して、伝輝資筆切の本文についても、ⅤⅥなどの版本系統の本文から派生したとの可能性をも検討しておく必要があろう。

しかしながら、実は以上の検討は甚だ困難な課題であり、注(16)論文に先んじて、同じく安野博之氏は注(3)にも引用した通り、「室町期における『長恨歌・琵琶行』享受―二つの宣賢自筆本をめぐって―」において、「現在『長恨歌・琵琶行』のまとまった注釈としては、宣賢のそれをさかのぼるものは報告されていない。筆者としては、京大本を宣賢が先行の注を集成し、それに部分的に自注を加えたものであり、草本であると考える」と指摘されている。特に、安野氏が「京大本を草稿本」として位置付けられている点は注目され、他に同系統の宣賢自筆の『長恨歌抄』が発見されていない現状からは、聞書系写本類を除くその最初期の享受資料であるⅤⅥの本文と徹底的に比較することにより、京大本の性格を逆照射しておく必要があろうと思われ、それと連動して伝輝資筆切の依拠本文も闡明にし得るのではとの期待を抱かされた。ところが、狭小な本稿の調査範囲から抱いた稿者の印象としては、Ⅰ及びⅤの傍線部(a)から(i)などの小異は存するものの、ⅤⅥが依拠した本文自体が、Ⅰとはそれ程異なったものとは考えにくく、実際に、前節に掲げた「伝日野輝資筆長恨歌抄切と宣賢抄との主要な異同」にⅤⅥの本文を加えても、①のみが伝輝資筆切とⅤⅥが一致するものの、他は全てⅠとⅤⅥとが一致しており、伝輝資筆切のみが孤立しているのである。従って、現時点で確認し得る関連資料の本文の比較という観点のみでは、伝輝資筆切の依拠資料を特定することは困難との現実を突き付けられたこととなる。[20]

そもそも、前述のⅧの本文の和文化の精度を伝輝資筆切のそれと比較した際に確認される懸隔は、如何なる事情により生じたものであるのかと

いう疑問が稿者を困惑させ続けているわけであるが、伝輝資筆切の和文化を試みた人物の学識が極めて低かったとの理解に逃げ込むことも、或いは結果的に正鵠を射たものであるとの可能性を完全には否定しづらい。[21] しかしながら、ⅠやⅤⅥには漢文脈に訓点や付訓を施したのみで、和文化に際して最低限の学識が要請される部分も存してはいるが、やはり、和文化という行為を試みようとする人物であるからには、よほどの難読箇所を除けば、訓点の付された漢文脈の訓読程度はなし得る学識を有していたものと推定するのが穏当であろう。とすると、伝輝資筆切の依拠資料は、ⅠやⅤⅥではなく、漢文脈が白文に近い形で記されるなどの、より和文化が困難な伝本であったことが想定されよう。つまり、伝輝資筆切は、現行の宣賢自筆本であるⅠの「浄書本的性格の写本」に依拠して和文化を試みたのではなかろうか。無論、以上の推定は、前述の安野氏の「京大本草稿本」説を稿者に都合よく利用したとの感は否めないが、その仮想「浄書本的性格の写本」が、ⅤⅥなどの版本類に享受されなかった点については、「通読の利便さに欠く」との一応の理由付けは可能であり、更に、本稿第Ⅰ節で紹介した龍谷大学蔵無銘手鑑に収載される「毛詩切」の存在も、宣賢自筆の訓点などを付さない浄書本の存在の可能性の一傍証となるものと思われる。

京大本『長恨歌抄』にほぼ大同小異の内容は、宣賢の講筵に列した人物により聞書化されて、それらが転写されることにより限定的な享受は認められたものの、慶長勅版以前には、所謂「秘伝書」の範疇にあったものと思われる。その後、慶長勅版によりその内容はある程度一般化され、Ⅶのように奈良絵本として和文化されるに至っている。従って、慶長勅版以降の和文化的受容は、Ⅶに認められる程度の精度を保っていたことが予想され、稿者の結論としては、Ⅶの精度に遠く及ばない伝輝資筆切の和文化的享受の様相は、寧ろ、依拠資料の側の本文の難解さに起因するものと想定し、恐らく、伝輝資筆切は慶長勅版に先行しており、聞書化と合い前後する時点の産物であろうと推定しておきたい。なお、蕪雑な本節のまとめとして、絵巻への享受が指摘されている『やうきひ物語』をも含めて「長恨歌抄」関連の享受の様相を略図化して示しておきたい。

浄書化―浄書本宣賢抄（散佚か）→和文化―伝日野輝資筆長恨歌抄切

宣賢抄―聞書化―土井忠生氏蔵本・長恨歌幷琵琶行私・長恨歌琵琶行和解

宣賢抄―版本化―慶長版・寛永版他→版本の奈良絵本化―長恨哥（Ⅶ）

ライデン本―文言の改訂（長恨歌・Ⅸ）→一層の和文化（ちやうこんか・Ⅹ）→長恨歌本文の訓読本行化（石川透氏蔵、注(19)の同氏論文参照）

やうきひ物語→版本の奈良絵本化―大谷女子大学蔵本他（前掲の小林健二氏論文参照）

Ⅳ　「長恨歌」・「琵琶行」関連の注目すべき古筆切について（おわりにかえて）

以上、本稿では清原宣賢を伝称筆者とする古筆切二葉の紹介と、宣賢の『長恨歌抄』の享受資料として、従来の研究では看過されてきた感のある伝日野輝資筆切に関して、新出切の紹介とともに、その本文内容から窺われる享受資料としての位置付けを試みた。特に後者については、第Ⅲ節の「伝輝資筆切関連の本文比較資料」における具体的調査以前に抱いていた見通し（「伝輝資筆切の本文は、絵巻・奈良絵本類の本文と必ず接点が存するであろう」との見通しであったのだが）が外れたこともあり、その本文の性格の解明に困惑して、窮余の一策として現時点では確認し得ない依拠資料を想定するなど、やや根拠薄弱な推定に終始した感は否めない。更に、基本的には宣賢抄に依拠しながらも、かなりの部分でその内容の和文化に不審が残る伝輝資筆切の本文が、その後の享受史から取り残されたのは、寧ろ当然の結果であったのかもしれないが、稿者の胸の内では、今後の絵巻・奈良絵本類の新出伝本に伝輝資筆切との接点を見出だせるのではないかとの期待を捨てきれないでいるのも事実である。本稿は、稿者にとっては、専門分野からは懸け離れたジャンルの古筆切資料を扱っており（恥ずかしながら、散文関連の古筆切資料を論文という場で正面から取り扱うのは初めての試みである）、極論すれば、宣賢の伝称切の稀覯性と伝輝資筆切の新出のツレを紹介した点以外の部分には、必ずや、多くの不備や失考などを内包していることが予想される。従って、古筆切研究の立場からは、近時、精力的に宣賢の『長恨歌抄』関連の論文を発表しておられる安野博之氏などの専門研究者の手で、それらが是正されることを期待したい。

更に、その他にも、古筆切研究の立場から是非とも付け加えておきたい点としては、近時刊行された『古筆手鑑披香殿』（古谷稔氏監修、淡交社、平成一一年三月）の一八六に収載される「伝源兼行筆文書断簡」[22]の存在である。解説にはその出典は明記されていないが[23]、その本文「絃醉不成歓慘将別々時茫々江／浸月忽聞水上琵琶聲主人忘歸（初期神田家使用縦型「養心」印）」を一覧すると、『琵琶行』である点は分明であり、稿者の調査の範囲では、そのツレとして、『潮音堂書蹟典籍目録』五号―一〇に『長恨歌』（「桐葉落時西宮南内多秋草落葉／滿階紅不拂梨園弟子白髪新椒」・分家三代了仲極め）の部分を、更に、『潮音堂書蹟典籍目録』六号―一四五にも『琵琶行』（「我従去年辞帝京謫居病臥尋陽」・極印欠、鑑定者未詳）の部分を確認している。僅か三葉（行数にすると五行に過ぎない）の範囲では確言しづらいが、伝兼行筆切の本文は[24]、『長恨歌』に関しては、「拂」が独自異文（諸本は「掃」に作る）ではあるものの、『琵琶行』をも勘案すると、「金沢本[25]・管見抄本・小林眞雄氏蔵伝尊円親王

筆本・小野道風法帖本」に近い性格を有しており、基本的には書写時期が古い旧鈔本系統との近似が想定されることとなる。なお、伝兼行筆切は紙高が二八・二糎にも及ぶ料紙[26]に、大粒の文字により一行一三字で書写されており、訓点などが一切付されていないことからも調度本的な写本であったものと思われ、その構成も、単なる『白氏文集』の一伝本ではなく、『長恨歌』と『琵琶行』とが組み合わされた伝本であるとの可能性も窺われ、注(22)の出典未解明の段階での安達氏の推定書写時期「平安時代　十一世紀」を鵜呑みにするのは危険ではあるものの（当然安達氏の書写時期の推定には、「兼行」との伝称が影響していることが想定されよう）、『長恨歌』及び『琵琶行』の単篇としての最初期に位置する享受資料である可能性は高く、今後は、一葉でも多くのツレが発見されて、その意義が解明されることを願わずにはおれない。

註

(1) 色紙や短冊を除き、複数の古筆手鑑類に貼られていることが確認できる古筆切の伝称筆者で、最も時代が下るのは、正徳四年二月五日没の「持明院基輔」（千載集四半切及び六半切など）あたりであろうが、「複数の手鑑への収載」との条件を除けば、俳人である「松尾芭蕉」や国学者である「加藤磐斎」といった人物の伝称切も稀に存している。

(2) 例えば、藤井隆氏の「古筆切と狭衣物語」（『講座平安文学論究』第五輯）では、古筆名葉集類に登録される名物切を書写内容に基づき分類しておられるが、「古筆名葉集類」との枠組みを外せば、その範囲が一層広範なものとなる点は言を俟たない。

(3) 最新の見解としては、安野博之氏が「室町期における『長恨歌・琵琶行』享受―二つの宣賢自筆本をめぐって―」（『国語国文』六八―九、平成一一年九月）において、「現在『長恨歌・琵琶行』のまとまった注釈としては、宣賢のそれをさかのぼるものは報告されていない。筆者としては、京大本を宣賢が先行の注を集成し、それに部分的に自注を加えたものであり、草稿本であると考える」と指摘されている。

(4) 國田百合子氏『長恨歌・琵琶行抄』（武蔵野書院、昭和五一年三月）及び大塚光信氏「長恨歌・琵琶行抄」（『室町ごころ―中世文学資料集―』角川書店、昭和五一年九月）に影印が、坂詰力治氏他「京都大学附属図書館蔵『長恨歌幷琵琶行秘』翻刻」（『東洋大学大学院紀要』二一、昭和六〇年二月）に翻刻が存する。

(5) 伊井春樹氏他編『新版古筆名葉集』（和泉書院、昭和六三年一〇月）による。

(6) 栗原圭介氏『孝経』（新釈漢文大系三五）の解題には、「我が国に現存する孝経関係の古鈔本のうち、底本として採用された我が国で最も古いものは、仁治二年（一二四一）の清原教隆校点本以下、その殆どが孔伝である。これらはみな清原家系統のものであると云われている。弘安二年（一二七九）に、『古文孝経孔子伝』（弘安二年写本）も、清原家系統のものである」と指摘されている。

(7) 当該手鑑の収載切が紹介された例としては、伊井春樹氏の「松尾切（源氏物語歌集）考」（『本文研究』第一集）に、伝宗椿筆源氏物語歌集切（夕霧）が翻刻され、稿者も、拙稿「源氏物語関係古筆切資料集成稿」（『本文研究』第六集）で、伝西行筆源氏物語切（若紫、本文系統未詳、ツレ確認出来ず）と伝細見宗高筆未詳源氏物語注釈書切（梅枝か）などの存在を示したことがある。

(8) 『大東急記念文庫貴重書解題　第一巻　總説・漢籍』（長澤規矩也氏他

著、昭和三一年六月）の「圖版二」に書影が、七頁以下に詳細な書誌的解題が記されている。なお、京都大学附属図書館清家文庫には、「清家証本」として慶長二年の書写奥書を有する宣賢本の転写本も所蔵されている。

（9）高城弘一氏ご所蔵の手鑑コレクションの内、題簽などに銘が記されていないものが相当数に達しており、便宜的にアルファベット順に「無銘手鑑A～」と仮称している。なお、高城氏の手鑑コレクションの一部の簡略な紹介が、稿者との共著である『古筆切研究　第一集』（思文閣出版、平成一二年四月）の「コラム⑥⑦⑫⑰⑲」に存する。

（10）当該手鑑に収載される古筆切は、色紙をも含めて全三八葉であり、比較的小規模な手鑑であるが、内一葉を除く全てに当該切と同筆の伝称筆者名を簡略に記した小札が付属している。その伝称の内容は、著名な名物切では「右衛門切（寂蓮）・三輪切（俊寛）・北野切（為家）」などに妥当な伝称筆者が宛てられており、その他のソレがある程度確認し得る切についても、古筆切の鑑定としては他の古筆見と同様の伝称筆者が宛てられている。恐らく、当該手鑑の調製者某が、付属していた極札や裏書きなどの記載を参照して伝称筆者を小札に転記して体裁を整えたものと思われる。

（11）図録では当該切を個人蔵とするが、久曽神昇氏『物語古筆断簡集成』第一部―九八図と一致することにより所蔵者が判明する。

（12）小松茂美氏著『日本書流全史（上）』（講談社、昭和四五年一二月）によれば、『流儀集』（『明翰鈔』〈巻二十九～三十一〉小松氏蔵、龍山流）、『古筆流儀別』（都立中央図書館蔵、龍山流）、『古筆流儀分』（静嘉堂文庫蔵、道澄流）などの書流系譜類に登録されている。

（13）管見の範囲では、『慶安手鑑』、小松茂美氏著『日本書流全史（下）』の二四七頁、『短冊手鑑』（日本古典文学影印叢刊一六、講談社、昭和五三年一月）―二一七、小松茂美氏編『短冊手鑑』（講談社、昭和五八年八月）―四一一・四一二（但し、四一一は前掲の『日本書流全史（下）』と同じ短冊である）、『思文閣古今名家筆蹟短冊目録』二号―七一、三号―六七、一一号―三三、一三号―二四、一四号―六二、二〇号―七八、二四号―五〇などに懐紙や短冊の図版が掲げられている。

（14）「架蔵短冊資料点描」、大取一馬氏編『中世の文学と学問』（思文閣出版）所収、平成一七年五月刊行予定。

（15）従来の古筆切研究では、伝称筆者が真の筆者であると判断される場合には、「伝」を冠することを省略してその判断を示唆するのが一般的であった。以上の方法は現時点ではほぼ定着しており、稿者も殊更に異義を申し立てるのは憚られるが、「古筆切の伝称」という次元を重視すると、結果的にその筆者が真の筆者であったとしても、「伝称（極札など）」が存在していたことは厳然たる事実であり、その「伝称（極札）」の存在こそが当該古筆切の価値を左右していたとの歴史的（文化史的）背景を無視することには若干の疑問を感じざるを得ない。したがって、古筆切研究の立場からは、「伝称」が付属している古筆切全てに対して「伝」を冠するべきであり、その次の段階で「真蹟」である旨などは注記するべきではないかと稿者は考えるに至っている。

（16）近時、宣賢の『長恨歌抄』自体の成立に関して、安野博之氏の「清原宣賢自筆『長恨歌・琵琶行抄』の成立」（『国語と国文学』平成一五年一二月号）において注目すべき新説が提示された。安野氏は「宣賢自筆本はライデン本系統の注釈を基にしつつも、それを取捨選択した上で簡略化し、更に『三体詩』等を引用することにより成立していることが明らかである。ただ、宣賢が基にしたと思われる注釈を残すのがライデン本系統の注釈、ということであって、宣賢がライデン本系統の注釈そのものに依拠したということではあるまい。宣賢自筆本を遡る注釈が現存しないという現状においては、ライデン本系統、宣賢自筆本の両方が依拠した注釈が存在し、ライデン本系統はそれを平易に読み下し、挿絵を加えたものであり、宣賢自筆本はそれを仮名抄の形で簡略化した上で、当時盛行していた『三体詩』の注釈等を付加したものと想定することは許されよう」と指摘されて

おり、古筆切研究の立場からは、伝輝資筆切に「ライデン本系統や宣賢自筆本に先行する新出注」との期待を抱いたが、その本文の様相からは「宣賢自筆本」に先行させることは不可能であり、「宣賢自筆本」系統の享受資料である点は動かないものと思われる。

(17) 遠藤和夫氏の「天理図書館本『長恨歌并琵琶引私』おぼえがき」(『和洋国文研究』一九号、昭和五九年三月)には、宣賢自筆本以外に四本の存在が明記されており、その内の三本については、後掲の「伝輝資筆切関連の本文比較資料」で具体的に本文を引用している(後掲の略号「ⅡⅢⅣ」に相当する)。

(18) Ⅷ～Ⅹの傍線部(1)～(3)からは、明らかにⅧがⅨⅩよりも優良な本文を残存している点が明白となろう。

(19) 「異本『長恨歌抄』の存在」(『江戸川女子短期大学紀要』一六、平成一三年三月)参照。

(20) なお、当該切の伝称筆者である輝資の生存期間が、「弘治元年(一五五五)生、元和九年(一六二三)閏八月二日没」であり、慶長勅版の時点を跨いでおり、仮に、稿者の「輝資自筆」との推定が正鵠を射ていたとすると、その推定書写時期の下限も慶長勅版以前に求められることとなろうか。

(21) 前節において、稿者は伝輝資筆切の筆者について、当該切の鑑定結果及び日野輝資の伝称切の稀覯性などの背景(二次的要素)を重視して「真蹟」である可能性を示唆したが、輝資が有職故実の学識により徳川家康の知遇を得て、しばしば駿府に下りその諮問に与るほどの人物であった点からは(『国史大辞典』「日野輝資」の項目)、伝輝資筆切の本文の杜撰さ自体が、輝資の真蹟である可能性を否定する有力な根拠であると認識すべきであろうが、一応、後述のように、依拠資料の側に杜撰な本文派生の要因を求めて、「真蹟」である可能性は撤回せずにおきたい。

(22) 当該切の解説担当の安達直哉氏によれば、推定書写時期は「平安時代十一世紀」で、平等院鳳凰堂色紙形と比較して、兼行の自筆とは断定できないとのことである。

(23) 参考までに、当該手鑑の解説において出典が解明されていない切の内、現時点で稿者がそれに気付いている例を簡略に一覧すると、「二」聖教断簡→観弥勒菩薩上生兜率天経、「一一」連歌断簡→菟玖波集巻十七、「一四」歌合断簡→井上宗雄氏蔵文明六年頃太田道灌等歌合、「二五」歌書断簡→愚見抄、「三〇」経文断簡→貞慶五段舎利講式、「四〇」歌書断簡→自讃歌序文、「六六」物語断簡→源氏物語(真木柱)、「六八」和歌集断簡→正風躰抄、「九一」草庵集断簡→頓阿法師詠二四五和歌～二四七、「一〇二」和歌集断簡→自讃歌、「一〇三」源氏物語注釈書断簡→一葉集、「一〇七」歌書断簡→若草記、「一一八」源氏物語注釈書断簡→源氏小鏡、「一五四」和歌集断簡→九代抄、「一六三」物語断簡→源氏物語(蜻蛉)、「一七三」歌書断簡→近江御息所歌合一五詞書～和歌(継目)九詞書～和歌、「二一九」文書断簡→庭訓往来、「二二八」物語断簡→新古今集仮名序、「二九七」散文切→幸若舞曲(和田酒盛)、「三〇五」教訓書断簡→今川状、「三〇七」連歌注断簡→老葉宗長注、「三一〇」歌書断簡→百人一首宗祇抄序文末尾、「三一二」源氏物語注釈書断簡→光源氏一部謌、「三一三」平家物語断簡→謡曲小督、「三二八」歌書断簡→称名院追善千句注、などとなる。

(24) 『長恨歌』及び『琵琶行』の本文については、平岡武夫氏他校訂『白氏文集　巻三新楽府他』(京都大學人文科學研究所発行、昭和四六年三月)、太田次男氏『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』中巻(勉誠社、平成九年二月)収載の「単篇作品の本文」の「基本異同表」(伝兼行筆切と関連する部分は『長恨歌』の三七四頁)、桂誠一郎氏他「琵琶引の本文とその校異」(『白居易研究講座　第六巻　白氏文集の本文』勉誠社、平成七年一二月)などを参照した。

(25) 金沢文庫旧蔵本は、『長恨歌』の「宮葉」の部分を「落葉」へと改訂しており、伝兼行筆切は改訂後の本文と一致していることとなる。なお、

『琵琶行』の部分では、金沢文庫旧蔵本と伝兼行筆切の本文とが完全に一致しており、白氏文集の旧鈔本の代表的存在である金沢文庫旧蔵本も伝兼行筆切との近似性を認めるべきであろうと思われる。

(26)　ツレ三葉から確認される縦の長さの最大値であり、必然的に、伝兼行筆切の原態の縦の法量の下限の数値に相当する。

〔付記〕なお、本稿執筆を慫慂され勉強の機会をお与えいただいた大取一馬先生及び、貴重書の閲覧及び図版掲載を快くお許しいただいた龍谷大学図書館関係各位、更に、貴重なご架蔵切の複写をご提供いただいた高城弘一氏などに衷心より御礼を申し上げます。

（小林　強）